

社会福祉法人アソカ園評議員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人アソカ園定款第8条及び第21条に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員が評議員会に出席した場合、監査を実施した場合、その他業務のための旅行をした場合は、次に掲げる報酬を支給する。

(1) 報酬 日額 5,568円

附則

この規程は平成29年6月16日より施行する。